

事務長	担当

## 国民健康保険《第5種組合員》資格継続届

被保険者証の記号・番号	記号				番号								
													-
組合員氏名	(フリガナ)				性 別	男		女					
					生年月日	昭和	年	月	日				
資格継続認定日	平成                                  年                                  月                                  日												

埼玉県薬剤師国民健康保険組合理事長 様

上記のとおり《第5種組合員》となり、資格を継続したいので届けます。

平成    年    月    日

〒

住 所

組 合 員   氏   名

印

電 話 番 号

(注)

- 75歳の誕生日を迎えて後期高齢者医療制度へ移行後も、《第5種組合員》として資格を継続する場合に提出してください。  
この場合、月額1,000円の特別保険料を納付していただきます。
- 75歳の誕生日に達したら、当組合の「被保険者証」と「高齢受給者証」は返却してください。
- 《第5種組合員》になることで、『組合広報紙(埼薬国保)』『長寿のお祝い』等の保健事業を受けることができます。
- 《第5種組合員》は、例外的な取扱いですので、家族が75歳に達した等で継続理由が消滅した場合は、「国民健康保険《第5種組合員》資格喪失届」を提出してください。